東京都地方独立行政法人評価委員会 平成 20 年度第 5 回公立大学分科会議事要録

平成 20 年 11 月 6 日 (木) 14 時 00 分から 15 時 30 分まで 都庁第一本庁舎 42 階北側特別会議室 D (出席委員) 示村分科会長、池本委員 吉武委員、米本委員

1 開会

2 審議事項

(1)公立大学法人首都大学東京の中期目標期間の評価について

事務局より中期目標期間の評価について、資料1から6により説明があった。

資料1は、前回の第4回分科会において出された意見及び修正内容についてまとめたものであり、それらの内容を反映して評価スケジュールを明記したものが、資料2「業務実績評価方針及び評価方法(案)」である。

資料3は、平成20年度評価及び事前評価の実施に向けて、法人が作成・提出する業務実績報告書の作成要領(案)であり、この作成要領に基づいて具体的に定めた報告書様式(案)が資料4である。

資料 5 は、平成 17 年度から最終評価に至るまでの評価項目数と、平成 19 年度までの評定 結果をまとめたものである。

資料6は、中期目標と中期計画の対照表である。

【評価委員の意見】

- ・ 資料1の「基本方針(5)」について、前回分科会での意見に基づき修正しており、「(4)法人の業務運営の向上・改善に資する」というものを非常に広い意味に解釈すれば教育研究もこの部分に含まれると言えなくともないが、教育研究というものは非常に重要な部分であるため、狭い意味での法人の業務運営というのとは分けたほうがいいということで「(5)教育研究の質の向上」という方針になっている。
- ・ 同じく資料 1 「項目別評価 」における「認証評価機関の評価<u>を</u>踏まえ」を「認証評価機関の評価<u>も</u>踏まえ」としており、その意味としては、当分科会が主体的に評価を行い、そして法定のとおりに認証機関の評価もそれに加味していくというニュアンスになっている。
- ・ そもそも、何のために業務運営の評価をするのかと言えば、最後に行き着くところとして 教育研究の質を高めるための下支えのところであるが、そのことがややもすると業務運営 の効率化をどこまでやったかというところが中心になりがちになる。一方で教育研究の評 価と言ってしまうと、今度は水準だとかまさに中身まで手をつっこんでしまいかねず、そ のあたりの難しさがこの法人の評価の一番の本質だと思う。資料1における表現は、究極 的には教育研究の質の向上に資するのだが、だからといって水準までやるのではないのだ

という趣旨がよく出ている文章だと思う。

- ・ 資料 2 における業務評価スケジュールについては、事業年度評価・事前評価・中期目標期 間評価の種類ごとに欄を設けて整理したほうが分かり易いのでは。
- ・ 親委員会 (評価委員会)の議論とも関係してくると思うが、事前評価をどう活用するのかは明確にしたほうがよい。
- ・ 事前評価の結果を知事報告するかは法令との兼ね合いとかもあるので、都側で決めればよ いと思う。
- ・ 資料3における作成要領において、「年度計画(中期計画)を当初予定どおり実施したため、 特段の記載をする必要がない事項については、記載を省略して構わない」としているが、 評価する側として何でも省略されるのは困る。「省略」ではなく「簡略化」としてはどうか。
- ・ 我々評価委員が見たいのは、業務をやったかやらないかだけではない。やった結果こうい うふうに良くなったというところを見たい。やったかやらないかだけであれば大抵やって いる。それをやらないようでは困るが、中期目標・中期計画として何のためにやるという のがあるのだから、やった結果、何のために何がどの程度どうなったかというところが評 価の対象となるわけである。そういう趣旨のことをどこかに明記したほうが良い。

中期目標期間の評価については、この後開催される評価委員会において審議を行い、評価委員会幹事会において基本的な考えが決定されるのを受けて、本日出された意見をもとに業務実績評価方針及び評価方法、業務実績報告書作成要領及び様式について修正を行い、法人の意見を聞いたうえで、次回の分科会において最終的に決定することとした。

3 その他

事務局から今後のスケジュールについて説明があった。 12月15日 第6回公立大学分科会